

幼児教育・保育の無償化にかかる国制度の拡充について

令和元年(2019年)10月開始 3～5歳児の無償化概要

【施設利用児】

保育所・認定こども園・地域型保育事業・新制度幼稚園・特別支援学校

保護者負担 0円

認可外保育施設(保育の必要性あり)・新制度未移行幼稚園

月額37,000円まで

【在宅児など】

地域子ども・子育て支援事業
(利用に応じて給付)

月額37,000円まで

一時預かり事業、病児保育事業、
ファミリー・サポート・センター事業

幼稚園類似施設・事業
(各種学校・認可外保育施設
・森のようちえん)

これまで無償化されていなかった

各種学校：学校教育法に基づいた都道府県の認可施設
森のようちえん：野外保育や自然体験活動を行う園舎・施設がない事業

子ども・子育て支援法の一部を改正する際の「附帯決議」を受け、
今年度、国が「多様な集団活動事業の利用支援事業」を創設

【新たな国制度の概要】

国基準※を満たす施設を対象とし、対象幼児1人あたり月額
上限20,000円を保護者へ直接給付 ※別添国資料のとおり

実施方法：本市において実施要綱を制定し、対象施設等について基準適合審査を実施

スケジュール

令和3年11月～令和4年3月 実施要綱施行→対象施設・保護者周知→施設からの申請→決定通知→保護者からの認定申請
令和4年5月 **令和3年度分の給付費を保護者へ支給。**

地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援（案）【国資料】

多様な事業者の参入促進・能力活用事業（子ども・子育て支援法に規定された地域子ども・子育て支援事業（いわゆる13事業）の1つ）にメニューを追加し、

- ・地方自治体（市町村・特別区）の手上げ
- ・国で一定の基準を設けるものの地方自治体の裁量を認めることが可能な仕組み で実施。

1. 支援対象経費

幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない、本事業の要件を満たす施設等を利用する満3歳以上の幼児の保護者が支払う利用料：どの施設等でも共通的に徴収している、いわゆる保育料。

2. 基準額

対象幼児1人当たり月額 20,000円

ただし、利用する施設等の過去3カ年の平均月額利用料が20,000円を下回る対象施設等を利用する幼児は、当該平均月額利用料

3. 給付方法

市町村等から保護者に直接給付する。

4. 対象施設等の基準

【必須】以外は地方の裁量で内容や確認方法等の変更可。その際は、合議制の機関で審議。

職員	<ul style="list-style-type: none"> ○職員【必須】 有資格者3分の1以上（幼稚園教諭、保育士、看護師） ○配置基準（幼児：活動従事者）【必須】 3歳児 20：1 / 4歳以上児 30：1 また、2人を下回ってはならない
設備	<ul style="list-style-type: none"> ○面積基準：集団活動室 1.65㎡以上/人 ○設備基準：調理室、便所、手洗用設備、必要な遊具等の備え付け
対象施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○開所時間【必須】 概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上 ○保育の必要性のある子どもの割合【必須】 幼児教育・保育の無償化の対象となる満3歳以上の子どもの数が、当該施設等を利用する満3歳以上の子どもの概ね半数を超えないこと
非常時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 【必須】 ・消火用具、非常口の設置 ・非常災害に対する計画策定、訓練の実施 ・集団活動室を2階に置く場合は準耐火、3階以上に置く場合は耐火建築物（建物がない場合には、活動の実態に応じて必要と考えられる措置）
幼児の処遇等	<ul style="list-style-type: none"> ○活動内容 <ul style="list-style-type: none"> ・幼児一人一人の心身の発育や発達の状況に基づいた適切な活動の計画を策定・実施 ・各施設等の活動方針に基づいた計画の策定 ○給食：出す場合、年齢等に配慮した食事内容等 ○健康管理・安全確保【必須】 ○職員・子どもの帳簿の整備 ○適切な会計処理が確認可能

5. 国と地方の負担割合

国、都道府県、市区町村 1/3ずつ